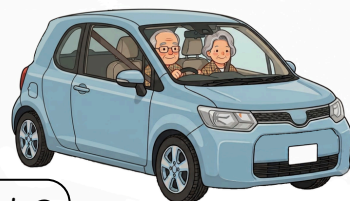


今年度70歳以上となる方対象

安全運転支援装置の 購入・設置費を補助します

高齢ドライバーの交通事故防止と被害軽減を目的として、
後付け安全運転支援装置の設置費用の一部を補助します。
※令和8年4月1日以降に安全運転支援装置を設置したものが対象です。



安全運転支援装置…ペダル踏み間違いなどによる急発進を抑制する機能を有するもの

申請
期間

令和8年7月29日(水)
、
令和9年3月31日(水)
※予算額に達し次第終了します

補助額

補助対象経費の1/2 (上限2万円)

補助対象経費は、安全運転支援装置の
購入・設置費(税込)のみです。

● 補助対象者 ※次の要件をすべて満たす方

- ☐ 浅川町に3か月以上住所がある方
- ☐ 申請年度内に70歳以上となる方
- ☐ 有効期限内の運転免許証を保有している方
- ☐ 補助対象自動車の自動車検査証の使用者欄に記載されている方
記載されていない場合においては、自動車検査証の所有者住所または使用者住所と
同一の住所に居住している方
- ☐ 取付業者に依頼して自動車に安全運転支援装置を取り付ける方
- ☐ 町税等の滞納がない方
- ☐ 過去にこの補助金を受けていない方
- ☐ 暴力団員等でない方

● 補助対象自動車 ※次の要件をすべて満たす方

- ☐ 安全運転支援装置の設置が可能であること(自動二輪車除く)
- ☐ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること
- ☐ 車検の有効期間内であること
- ☐ リースまたはレンタル契約でないこと

● 補助対象の安全運転支援装置

原則、国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置が対象です。
詳しくは、国土交通省ホームページをご確認ください。

国土交通省
ホームページ >>



申請手続きの流れ

1

安全運転支援装置の購入及び設置費等の支払い

※安全運転支援装置は、すべての車両に設置できるものではないため、ご自身の自動車に設置できるかどうか、また、補助対象の装置であるかどうかを取扱店でご確認ください。

2

申請書等を役場総務課へ提出

以下の書類を役場総務課へ提出してください。

様式は町ホームページからダウンロードできます

- ☐ 補助金交付申請書兼実績報告書※
- ☐ 運転免許証の写し
- ☐ 自動車検査証の写し
- ☐ 安全運転支援装置販売・設置証明書※（取付業者が作成）
- ☐ 補助対象経費の支払手続が完了したことを確認できる書類の写し
- ☐ 設置状況等が分かる写真
- ☐ 国、県等の補助金がある場合はその金額が分かる書類の写し
- ☐ 請求書※
- ☐ 申請者の通帳の写し

※については、町指定様式となります。



3

審査及び交付決定

申請書類を受理後、審査を行い、補助金の交付または不交付を決定します。
交付決定の場合は、交付決定通知を郵送後、指定の口座へ補助金を振り込みます。



安全運転支援装置は、あくまでも運転を支援する補助装置であり、どのような状況でも作動するものではありません。運転をする際は、装置があるからといって過信せず、常に交通安全を意識して運転してください。

また、運転が困難になった場合は、無理せず免許返納等をご検討ください。